

京丹波町 水道事業経営戦略

団 体 名 : 京丹波町

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

| | | | |
|---------------------|------------|--------|----------------------------|
| 供用開始年月日 | 昭和40年6月20日 | 計画給水人口 | 23,280 人 |
| 法適(全部・財務) ・非適の区分 | 全部適用 | 現在給水人口 | 14,907 人 |
| | | 有収水量密度 | 64.388 千m ³ /ha |

② 施設

| | | | |
|------|----------------------------------------|-------|-------------------|
| | □ 表流水, □ ダム, □ 伏流水, □ 地下水, □ 受水, □ その他 | | |
| 施設数 | 浄水場設置数 | 29 | 管路延長 500.67 千m |
| | 配水池設置数 | 108 | |
| 施設能力 | 15,133 m ³ /日 | 施設利用率 | 49.1 % |

③ 料金

| | |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 料金体系の概要・考え方 | 本町は、13・20・25・40・50・75・100/mmの各口径別で基本料金並びに水量を設定し、超過使用水量に対して従量制の料金体制を採用しています。 引込管の口径が大きければ、本管や各施設への負荷が大きくなる為、また使用水量が多いということは経済的規模が大きい場合が一般的であると考え累進的な料金体系が許容されると判断し、上記の料金体系で課金しています。 |
| 料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない) | 平成24年4月1日 |

④ 組織

| |
|---------------------------------------------------------------|
| 京丹波町長(1名)---水道課(課長(1名)---課長補佐(2名)---係長(2名)---主任(1名)---主査(3名)) |
|---------------------------------------------------------------|

(2) これまでの主な経営健全化の取組

積極的な業者委託の活用により人件費の削減を図るとともに、安全性確保のために職員による適時・適切な委託業務実施状況の確認と、定期的な基づく委託業者との協議を実施しています。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成29年度より、簡易水道事業を統合し、地方公営企業法の適用となる上水道事業として運営を行います。
統合を契機に、町全体として給水事業を最適化するための経営改善の具体的方策等の検討を進め、実践的な経営計画を立案し経営改善に努めます。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所によれば、本町の人口総数は、2015年から2025年にかけて14,527人から12,242人へ2,285人(15.7%)減少すると推計されています。
本町においても同様の人口減少の進行を把握しており、今後給水人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

(2) 水需要の予測

本町には安定的な給水先となり得る事業会社はありますが、水需要の大部分は小口契約者であるため、給水量・給水人口は、人口総数の減少に比例するものと考えられます。

(3) 料金収入の見通し

人口減少に応じて料金収入も減少することが見込まれています。
料金については、現在、京都府内でも最も高い料金水準であり、その改定には慎重な検討が必要な状況です。
したがって、今後10年間で現在おおよそ483,227千円である給水収益が413,287千円(▲14.5%)まで減少することが見込まれます。

(4) 施設の見通し

人口減少が進む中で施設規模が過大になる可能性があります。
更新投資においては、投資時における適切な資産規模を慎重に検討し、過大投資にならないような施設整備に努めます。

(5) 組織の見通し

現在、水道事業に所属する職員は、事業経営を継続するための最小限の人数で構成されています。
そのため、事務や現場での緊急対応等を職員全員で総合的に対応している状況であり、例えば経理専門職員等はいない状況です。
現在、近隣団体との広域化等は検討されていない状況であり、外部委託等を活用して積極的な費用削減を図ってまいります。

3. 経営の基本方針

平成29年度からの法適用により、厳しい財務状況であることがより一層明確に示されることとなりますが、水道事業は住民にとって必要不可欠な事業であり、その継続のために一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況となることを見込まれます。
このような中でも、ダウンサイジングやスペックダウンによる投資・縮減により経営の効率化を図り、一般会計への依存度を抑えることに努めます。
また、財務的側面だけでなく、安定的な品質・水量の提供、住民の要望等への迅速な対応等のサービスの充実にも努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none">・更新投資規模の検討等に伴い、長期スパンで費用の縮減を図ります。・実需要に応じたダウンサイジングやスペックダウンによる投資経費の圧縮を図ります。 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

i) 投資の内容

今後の施設整備は管渠の更新投資が中心となります。
低コスト技術の導入に加え、耐震化等災害予防の観点も採り入れて、適切な整備を行ってまいります。

ii) 投資への取組み

- ・適切な修繕を実施し施設の長寿命化を図る方策により、経済的耐用年数の1.5倍の期間まで更新投資を延期します。これにより、資金回収期間を長期化し、資金繰りに余裕を持たせます。
- ・人口減少が進み計画人口と給水人口の乖離が大きくなる中で、ダウンサイジングやスペックダウンを検討し実行する方針ですが、本計画において金額的には反映していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none">・企業債の発行を抑制し、企業債残高の削減に努めます。 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|

・水道事業では、更新投資に係る補助メニューが少ないため、外部資金として国府補助率を25%としています。
国府補助金を控除した額に対し企業債を100%発行し、その残額を一般会計繰入金及び留保資金で補てんします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現状において、競争入札の実施や職員数の削減に努めており、直ちに事業に好影響を与えるほどの削減が可能な費用項目はありません。
給水量の減少に伴い削減できる費用も考えられますが、保守的な検討を行うため、現状と同水準の費用が発生すると仮定し、収支計画を策定しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

| | |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等) | 民間活力の活用により好影響に転じるほどの規模の事業量がない状況ですが、他団体の動向等を踏まえて引き続きその活用を検討します。 |
| 施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング) | 計画人口と給水人口の乖離が大きくなる中で、ダウンサイジングによる過大投資の回避は重要な検討事項であり、継続的にその方法等を検討します。 |
| 施設・設備の合理化 (スペックダウン) | 計画人口と給水人口の乖離が大きくなる中で、スペックダウンによる過大投資の回避は重要な検討事項であり、継続的にその方法等を検討します。 |
| 施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化 | 漏水調査等を適時に実施し、的確な修繕を行い、施設の長寿命化に努めます。 |
| 広 域 化 | 他団体の動向等を踏まえて検討します。 |
| そ の 他 の 取 組 | 現在のところ、特にありません。 |

② 財源について検討状況等

| | |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 料 金 | 現状では京都府内で最も高い料金水準であるため、料金改定について住民を含めた利害関係者との意見交換等を行い、慎重に検討します。 |
| 企 業 債 | 既存の上水道事業については、今後10年間にわたり企業債を発行せずに更新投資を行うことを検討します。 |
| 繰 入 金 | 人口減少に応じた収入減少の補完は一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況ですが、経営努力を継続し、その負担を軽減するよう努めます。 |
| 資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組 | 現在のところ、有効活用が可能な資産はありませんが、機会を図り継続的に検討します。 |
| そ の 他 の 取 組 | 現在のところ、特にありません。 |

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 委 託 料 | 費用削減努力とともに、同じ委託金額でどのような付加価値が得られるかの観点からの費用対効果も検討します。 |
| 修 繕 費 | 修繕工法について、簡易で耐久性のある工法の採用等を積極的に検討します。 |
| 動 力 費 | 更新投資のダウンサイジングやスペックダウンに合わせて、省エネ化を図ります。 |
| 職 員 給 与 費 | これまで人員の適正配置を進めてきたところですが、経営環境の変化等に応じて引き続き検討します。 |
| そ の 他 の 取 組 | 現在のところ、特にありません。 |

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項 | 本様式において検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5年ごとの中期スパンにおいて、より深度のある経営分析を実施し、経営戦略の再検討を行います。 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|